

明治大学人権委員会規程

1999年6月21日制定

1999年度規程第4号

(目的及び設置)

第1条 教育・研究活動をはじめとする本学すべての諸活動が、あらゆる多様性を受容し、人権尊重の精神の下に適正かつ平等に運営されることを目的として、明治大学人権委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 本学における人権侵害（キャンパス・ハラスメントを含む。）、差別、偏見等を防止するための諸施策（以下「人権諸施策」という。）の立案
- (2) 本学における人権尊重を啓発する教育活動の実施
- (3) 学内各機関・部署における人権諸施策の点検及び助言
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事長が指名する理事 2名
- (2) 学長が指名する副学長 1名
- (3) 教務部長及び学生部長 2名
- (4) 教務部長が指名する副教務部長 1名
- (5) 学生部長が指名する副学生部長 1名
- (6) キャンパス・ハラスメント対策委員長 1名
- (7) 学生相談員長 1名
- (8) 学長が指名する学長室専門員 1名
- (9) 教学企画部長，教務事務部長，学生支援部長，経営企画部長，総務部長及び人事部長 6名
- (10) 学長が指名する専任教員 若干名
- (11) 高等学校長兼中学校長が指名する教諭 1名
- (12) 総務担当常勤理事が指名する専任職員 若干名
- (13) 理事長又は学長が推薦する学識経験者 若干名

2 委員会に、委員会顧問を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、職務上委員となるものを除き、2年とする。ただし、

補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は第3条第1項第1号の委員の互選により選任し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(キャンパス・ハラスメント対策委員会の設置)

第7条 委員会は、学内において発生したキャンパス・ハラスメントに対処し、その解決を図るため、キャンパス・ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(キャンパス・ハラスメント調査委員会の設置)

第7条の2 委員長は、対策委員会から、キャンパス・ハラスメントに関する相談についての事実確認、救済措置の判定等が困難であるとして、キャンパス・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）の設置を要請された場合、当該事案に関する調査等を行うため、委員会の議を経て、調査委員会を設置することができる。

2 調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(専門委員会)

第8条 委員会に、次に掲げる専門委員会を置く。

(1) 人権教育・啓発専門委員会

(2) その他委員会が必要と認めた専門委員会

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務部総務課が行い、教務事務部教務事務室、教
学企画部教学企画事務室、学生支援部学生支援事務室及び人事部人事課が
これに協力するものとする。

(雑則)

第10条 この規程の施行に必要な事項は、委員長が委員会の同意を得て、
これを定めることができる。

附 則 (1999年度規程第4号)

この規程は、1999年(平成11年)6月22日から施行する。

(通達第1006号)

附 則 (2002年度規程第22号)

この規程は、2003年(平成15年)4月1日から施行する。

(通達第1207号)(注 事務機構改善による事務管理職委員及び事務協力部署の名称変
更に伴う改正)

附 則 (2004年度規程第4号)

この規程は、2004年(平成16年)7月21日から施行する。

(通達第1309号)(注 委員会に係る任務の変更に伴う改正)

附 則 (2005年度規程第25号)

この規程は、2006年(平成18年)4月1日から施行する。

(通達第1439号)(注 学内の人権及びハラスメント問題に対処する組織を統合するこ
とに伴う改正)

附 則 (2007年度規程第49号)

この規程は、2007年(平成19年)12月6日から施行する。

(通達第1621号)(注 事務機構改革の実施による委員の事務管理職名及び事務部署名
の変更に伴う改正)

附 則 (2008年度規程第9号)

この規程は、2008年(平成20年)6月5日から施行し、改正後の規
定は、同年4月1日から適用する。

(通達第1700号)(注 二部教務部長の廃止による委員構成等の変更に伴う改正)

附 則 (2008年度規程第41号)

この規程は、2008年(平成20年)12月4日から施行し、改正後の
規定は、同年9月16日から適用する。

(通達第1757号)(注 事務機構第一次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)

附 則 (2009年度規程第7号)

この規程は、2009年(平成21年)6月10日から施行し、改正後の
規定は、同年4月22日から適用する。

(通達第1807号)(注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)

附 則 (2019年度規程第12号)

(施行期日)

1 この規程は、2019年11月14日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 改正後の第3条第1項第2号及び第4号の規定による委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、2020年3月31日までとする。

(通達第2663号)(注 目的、任務、委員及び事務の追加等に伴う改正)

附 則 (2020年度規程第34号)

この規程は、2021年4月1日から施行する。

(通達第2767号)(注 キャンパス・ハラスメント調査委員会の設置に伴う改正)